

クロバネキノコバエ科の一種の防除に関する検討会（概要） （平成30年5月8日 開催）

- 1 平成29年度の防除・調査の実施状況
埼玉県及び群馬県から以下のとおり報告があった。
 - (1) 防除内容
平成29年4～11月にかけて、埼玉県及び群馬県の発生ほ場を含む字を中心に、4,393のネギほ場（約490ha）で農薬による防除を実施。
 - (2) 発生状況
平成29年11～平成30年1月にかけて、平成28年度にネギでの発生を確認した範囲及びその1km外側の範囲において、発生調査を実施。その結果、平成28年度に発生を確認した範囲の外側でも発生が確認されたが、発生密度はネギ1株当たり0.5頭程度であった（平成28年度は1株当たり約20頭）。
 - (3) 被害状況
平成29年度は、両県とも被害報告はなく、市場からの返品もなかった。
- 2 試験研究の結果
平成29年度安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究委託事業の研究成果について、研究総括者から以下のとおり報告があった。
 - (1) モニタリング調査手法の開発
クロバネキノコバエ科の幼虫が発生したネギを簡便かつ迅速にスクリーニングできる水浸漬法（水を入れた容器に一定期間植物体を浸し、脱出した幼虫を確認する方法）を開発。
 - (2) 防除技術の開発
新たにネギで2剤を農薬登録。これにより、既存の農薬とは使用時期、使用方法及び作用機作が異なる防除効果の高い農薬が使用可能となった。また、これまで農薬登録がなかったニンジンでも、新たに土壌混和剤及び灌注剤が2剤登録され、農薬による防除が可能となった。
 - (3) 総合的防除体系の確立
本種の生態、ネギ栽培体系、登録農薬、植物残渣処理技術等の情報を踏まえた総合的防除体系を確立。
- 3 平成30年度の調査・防除計画
平成30年度の調査及び防除については、上記1及び2を踏まえ、以下のとおり行うことが妥当とされた。
 - (1) 防除効果確認調査
ネギの生育期に、農薬による防除を実施するほ場の一部において、防除効果を確認するための調査を実施。
 - (2) 発生調査
本種の発生が確認されている範囲において発生調査を実施。さらに、発生範囲の外縁が明らかになるまで調査範囲を拡大。
 - (3) 情報収集
（2）の対象地域以外の地域での発生の有無に関する情報について、病虫害防除所等が実施する発生予察調査、防除指導等を通じて収集。
 - (4) 防除方針
別紙のとおり。
- 4 今後の検討事項について
省力的で防除効果の高い農薬の探索、効率的なモニタリング調査方法の開発等に関する試験研究を継続して実施することが必要とされた。

防除方針

本種の発生が確認された県は、1の範囲の生産者に対し、国と連携して2から6に定める防除等の指導を行う。また、発生情報（場所・被害植物・被害状況）及び防除に関する知見について、営農に関する広報誌等を用いて定期的に情報提供を行うとともに、本種に効果のある農薬の登録に向けた試験を実施し、被害軽減に努める。

1 防除範囲

発生ほ場を含む字の全てのネギ及びニンジンのほ場。さらに、発生ほ場を含む農協管内にあるネギ及びニンジンのほ場においても同様の防除を実施することが望ましい。

2 総合的防除体系による防除

定植期から収穫前にかけての農薬施用、収穫期の植物残渣の処分等を組み合わせ、国の委託事業により開発された総合的防除体系に基づく防除を実施する。

(1) 農薬施用

ネギについて、定植期に土壌混和剤（テフルトリン粒剤）による防除を実施した後、生育期から収穫前にかけて、防除効果を確認しつつ、散布剤及び灌注剤による防除を実施する。

ニンジンについては、播種時及びトンネル除去時に登録農薬を施用する。

(2) 植物残渣の処分

幼虫による被害、生育不良等の確認により抜き取ったネギ及びニンジンの残渣については、ほ場内外に放置すると本種の増殖源となる可能性があることから、ビニール袋で密閉した上で適切に処分するかほ場内にすき込む。ほ場内にすき込んだ場合は、石灰窒素による腐熟促進等の処理を徹底する。は種、定植、土寄せ（追肥）等の栽培管理の中で、幼虫の付着が確認されたものについても同様の処理を行う。

また、ネギ及びニンジン以外のほ場についても、植物残渣を適切に処理するなどほ場衛生の確保に努める。

3 出荷調製段階の確認の徹底

出荷物に本種が付着したまま流通することのないよう、出荷調製段階で本種の付着や食害痕などをよく確認する。

その際、本種の発生が確認されたほ場からの収穫物、農機具、出荷コンテナ等に付着する土壌等に特に注意する。

また、出荷調製段階で発生した残渣については、放置せず適切に処分する。

以上の取組が適切に実施されているか県が国と連携して巡回指導を実施する。

4 水はけの改善

これまでの調査により、水はけの悪い場所で本種の発生が多い傾向があるため、明渠の設置など水はけの改善に努める。

5 土壌消毒の実施

本種の発生が確認されたほ場では、可能な限り土壌消毒を実施する。

6 発生ほ場での栽培作物

本種の発生が確認されたほ場では、一世代相当期間、作物の栽培を自粛する。